

## 業績監視及び改善要求措置

第 1	業績監視と改善要求措置等の基本的な考え方	1
1	業績監視について	1
2	改善要求措置等について	3
第 2	業績監視及び改善要求措置等の手順	4
1	事業実施状況等に関する業績監視及び改善要求措置等	4
2	設計及び施設整備業務に関する業績監視及び改善要求措置等	6
3	附帯事業の業績監視	8

## 第1 業績監視と改善要求措置等の基本的な考え方

### 1 業績監視について

#### (1) 基本的考え方

東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)(以下、「ふれあい拠点施設」という。)は、埼玉県及び春日部市(以下、「県・市」という。)における拠点機能を果たす重要な施設であり、事業者の責めに帰すべき事由により、機能の麻痺に直結する状態や支障を与えるような状態が生じてはならない。また、事業者は、県・市から本施設の設計及び施設整備に関して実施をゆだねられた事業主体として、安定的に事業遂行を可能とする財務状況を有し、適切なリスク対策を講じていることが求められる。

このため、県・市は、事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、事業の実施に関する各業務の業績及び実施状況(以下、「業績等」という。)について監視を行う。

業績監視は、各業務の業績等が「東部地域振興ふれあい拠点(仮称)施設業務要求水準書」(資料4)(以下、「業務要求水準書」という。)を達成していること又は達成しないおそれのないことの確認を原則とする。ただし、入札手続において事業者により提案され、提案審査において加点評価された事項は、県・市による業績監視の対象とする。

よって、業務要求水準書で要求する事項に加え、上記事業者の提案による事項をあわせて「要求水準」と総称する。

#### (2) 業績監視の役割分担

業績監視は、事業者自らが実施するセルフモニタリングと県・市が実施する業績監視で構成する。

事業者は、セルフモニタリングが可能となる体制を構築し、所定の資料作成等についても適宜対応することが求められる。

県・市は、事業者から提出された報告書の確認等の定期モニタリングや必要に応じた随時モニタリングを業績監視として実施する。

#### (3) 業績監視の対象及び構成

業績監視は、業務要求水準書に記載されたすべての業務を対象とし、以下のよう構成される。

- ア 事業実施状況等に関する業績監視
- イ 設計及び施設整備業務に関する業績監視
- ウ 附帯事業に関する業績監視

#### (4) 県・市の業績監視の体制

県・市の業績監視は、県・市個別に行うものと、県・市共同で行うものに大別される。評価結果は、下記体制に基づき事業者へ通知するが、県・市共同で実施する業務に関しては、あらかじめ県・市間で評価結果を調整した後に、事業者へ通知する。業績監視の対象と県・市の体制を示すと以下のとおりである。

	県・市個別	県・市共同
ア 事業実施状況等		事業実施状況全般
イ 設計及び施設整備業務	専有部分にかかる業務 ただし、共用部に影響を 及ぼす事項は共同で実施	共用部分にかかる業務
ウ 附帯事業		附帯事業全般

#### (5) 費用の負担

業績監視にかかる費用は、実施者がそれぞれ負担する。

このため、事業者が自ら実施するセルフモニタリング、計画書及び報告書等の作成にかかる費用は、事業者の負担とする。

#### (6) その他の事項

県・市の業績監視は所定の書類を確認することにより行うことを原則とするが、必要に応じて追加書類の提出を求める。また、県・市が必要と認める場合には、各業務の実施状況を実地において確認する。

## 2 改善要求措置等について

業績監視を実施した結果、事業者の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると県・市が判断した場合に、これを業務不履行として、事業者に対し改善要求措置や契約解除措置(以下、改善勧告以降を総称して「改善要求措置等」という。)を行う。

改善要求措置等は、業務不履行によって生じる各機能の麻痺又は各機能に与える支障の大きさ、同一の業務不履行が繰り返される等の重要度に応じて行う。

なお、要求水準を満たすための改善に必要な費用は事業者が負担する。

附帯事業に関しては、県・市から支払いは行われませんが、県・市は業績監視を行い、必要に応じて改善勧告等を行う。

## 第2 業績監視及び改善要求措置等の手順

### 1 事業実施状況等に関する業績監視及び改善要求措置等

#### (1)業績監視方法

県・市は、事業者の事業実施状況等に関して、事業者が安定的かつ継続的に本事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。確認方法は書類によるものを基本とするが、必要に応じて事業者等に聞き取り調査を行う場合がある。

##### ア 書類による確認

県・市は、必要に応じ本事業に関し事業者が締結する契約書類等の写しについて提出、報告を求める。なお、県・市は、事業の実施に重大な影響を与えるおそれがある場合において、追加の書類提出、報告を求める。

##### イ 聞き取り等による確認

県・市は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合には専門家等による聞き取り調査を実施する。

#### (2)監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は、事業者の提案に基づき、県・市が定める。

#### (3)改善要求措置等

##### ア 改善勧告等

###### (ア) 改善勧告

要求水準及び当初の事業者の提案内容と齟齬をきたす事実を確認した場合、県・市は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

###### (イ) 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、県・市からの改善勧告に基づき、直ちに事業実施状況の改善・復旧を目的とする「改善・復旧計画書」を作成し、県・市に提出する。県・市は、「改善・復旧計画書」が事業実施状況の改善・復旧が期待できる内容であることを確認し、事業者に対して通知する。

改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合には、事業者に対して、「改善・復旧計画書」の変更、再提出を求める。

(ウ) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は通知を受けた後、「改善・復旧計画書」に基づき、直ちに改善・復旧を実施し、結果を県・市に報告する。県・市は、事業者の報告内容に基づき、改善・復旧状況を確認する。

「改善・復旧計画書」において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記(ア)の改善勧告の手続きに戻る。

(4)業績監視の体制

業績監視は、県・市それぞれの事業にかかる事業計画については県・市それぞれが、全体事業計画については県・市が共同して実施する。

## 2 設計及び施設整備業務に関する業績監視及び改善要求措置等

### (1)業績監視方法

#### ア 設計及び施設整備業務の遂行状況に関する監視

県・市は、本施設の引渡前の設計及び施設整備業務の遂行状況に関して業績監視を行い、要求水準の確保を図るために業務が適切に実施されているかどうかを確認する。

下表に、本施設の引渡前の設計及び施設整備業務に係る業績監視の対象業務と確認書類を示す。県・市は、事業者が提出する書類を確認し、要求水準の内容を達成することの蓋然性を確認する。

対象業務	確認書類	業績監視方法
1 事前調査等業務	事前調査報告書 各種申請等にかかる報告書	事前調査等業務の実施が確認できる資料を事業者が用意し、県・市は当該資料に基づき確認する。
2 設計業務 3 工事監理業務 4 建設工事業務	業務要求水準書添付資料7で示す書類一式	左記書類による確認を実施する。 ただし、必要に応じて、事業者、施工者、工事監理者等の立会いのもとで現場の立ち入り確認を実施する。

#### イ 施設内容に関する監視

事業者は、施設内容が要求水準を満たしていることを自ら確認し、その結果を県・市に報告する。

県・市は、事業者の報告に基づき、施設内容が要求水準を満たしていることを確認する。具体的には事業者が設計図書の一部として提出する「要求水準確認計画書及び報告書」により確認する。なお、「要求水準確認計画書及び報告書」は、業務要求水準書の各項目に該当する設計内容、具体的な対処方法、確認方法を含んだ内容とする。

実施時期	確認書類	業績監視方法
1 基本設計完了時	基本設計図書	要求水準確認計画書及び報告書を中心に確認を実施する。
2 実施設計完了時	実施設計図書	要求水準確認計画書及び報告書を中心に確認を実施する。
3 工事が完了する前	業務要求水準書添付資料8で示す書類一式	施設引渡前に、事業者立会いのもとで完工確認を実施する。

#### ウ 備品等の設置に関する監視

事業者は、県・市の所有備品が要求水準を満たしていることを確認し、その結果を県・市に報告する。県・市は、事業者の報告に基づき、県・市の所有備品が要求水準を満たしていることを確認する。

## (2) 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は原則として業務要求水準書によるが、要求水準確認計画書にて達成方法を明記した場合は当該基準による。

## (3) 改善要求措置等

### ア 改善勧告等

#### (ア) 改善勧告

業績監視により、業務不履行が確認された場合、県・市は事業者に対し直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

#### (イ) 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、県・市からの改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする「改善・復旧計画書」を作成し、県・市に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、その後これを県・市に報告する。

県・市は、事業者の提出した「改善・復旧計画書」について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であることを確認し、事業者に対して通知する。

改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合には、事業者に対して、「改善・復旧計画書」の変更、再提出を求める。

#### (ウ) 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業実施状況等に関する業績監視の改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認と同様とする。

### イ 減額措置

提案審査において加点評価され、財産交換契約書に約定された内容が、改善勧告等にもかかわらず、遵守できないことが明らかな場合、加点部分に相当する施設整備費を減額することがある。

また、改善等の必要が生じた場合において、公共施設の供用開始が遅れた場合に生じる損失について、県・市は事業者に対し損害賠償を請求する場合がある。

### ウ 契約解除

県・市は、前記ア及びイの手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合は、財産交換の履行の前に契約の解除を行うことができる。

## (4) 業績監視の体制

業績監視は、県・市が共同で実施することを原則とするが、県施設、市施設の専有部分等については、県・市が個別に実施する。

### 3 附帯事業の業績監視

#### ア 実施設計終了時

事業者は、実施設計の終了時点で、附帯事業にかかる収支計画及び実施内容を記載した「業務計画書」を提出する。

県・市は、提出された「業務計画書」が提案時の内容と整合しているかどうかを中心に業績監視を実施する。

#### イ 運営開始後

附帯事業の事業内容を踏まえ、モニタリングの実施を含め、県・市と協議する。